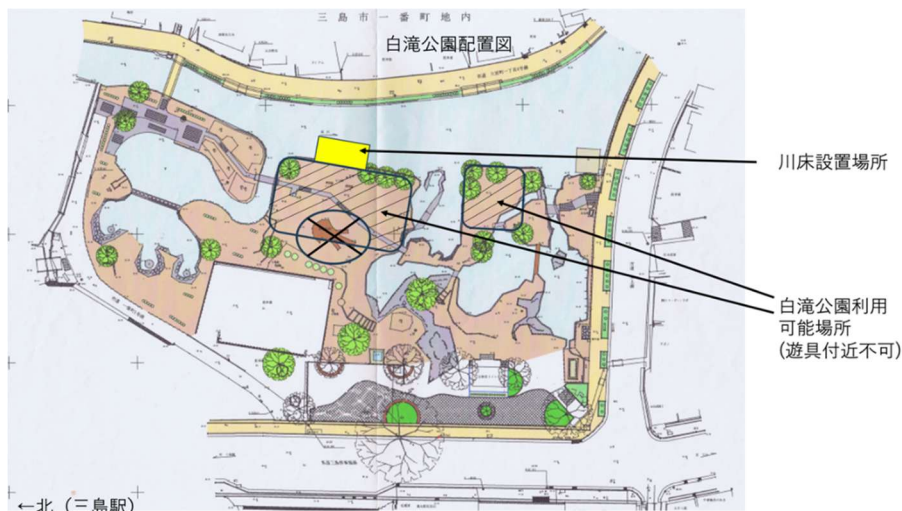


# 会場利用要項

## 【開催概要】

1. 主催：三島商工会議所
2. 実施期間：令和8年7月8日(水)～9月11日(金)
3. 会場：桜川上の川床および白滝公園内 ※川床設置場所は白滝公園内遊具付近  
白滝公園内は次の図の斜線部分(遊具付近利用不可)



## 4. 運営事業者募集について

(1)概要 みしませせらぎ川床イベントの会場利用の要項を遵守する事業者を対象とする。

- ・運営事業者数：1事業所
- ・利用期間：7月17日(金)～8月31日(月)
- ・会場利用時間：10時～21時(完全撤収)
- ・利用料：50,000円(事業者決定後、請求いたします。)
- ・複数のお申込があった場合、事務局で審査の上決定いたします。
- ・音響機器の利用を一切禁止といたします。
- ・申込期間 令和8年5月15日(木)～6月1日(月)まで

## (2)会場利用の例

- ・飲食物や商品の販売/提供
- ・川床を活用した屋外のイベント(ビアガーデン、マルシェ等)

## (3)川床のサイズおよび仕様

- ・縦(川幅に対して)4.5m×横10.8m
- ・杭は打ちこまず自重で流れないように設計
- ・床は公園の地面より最低10cm高く設定
- ・屋根はつけない
- ・90cm×120cmピッチの格子状の骨組み
- ・床はコンパネ
- ・床上は杉木材で装飾
- ・照明は川床上の四隅へ設置
- ・コンセント2口×2カ所
- ・川床への立入禁止時間帯はバリケードをはる

#### (4)申請について（提出する書類）

- ①申込書
- ②誓約書
- ③イベント実施にもとづく白滝公園内レイアウト図
- ④反社会的勢力でないことの表明・確認に関する誓約書 ※非会員のみ

#### 5. 会場利用にあたって

川床および白滝公園(以下、会場とする)の利用においては、一般利用者の安全を最優先に考え実施・運営をすること

#### 6. 禁止事項

##### (1)三島市都市公園条例第4条に反する行為

- ・都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- ・竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ・土地の形質を変更すること。
- ・鳥獣類若しくは魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- ・立入禁止区域に立ち入ること。
- ・指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- ・都市公園をその用途外に使用すること。
- ・前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの。

##### (2)その他

- ・指定喫煙所以外で喫煙する行為。
- ・会場内自然環境へ悪影響を及ぼす恐れのある行為。(固形物や洗剤等使用の水の他、油分を含んだものを排水口や川に流す行為等)
- ・一般利用者の安全に悪影響を及ぼす恐れのある行為。(会場内での自転車・自動車走行など)
- ・三島商工会議所が許可した以外の火気を使用する行為。
- ・会場内の電気を使用する行為。(電気使用については三島商工会議所の指示に従ってください)
- ・近隣住民、一般利用者の快適性を損なう音や振動の発生を伴う行為。
- ・会場内の設備(樹木を含む)を、故意に、汚損または破損する行為。
- ・会場内の遊具利用者を妨げる行為。

#### 7. 資器材の搬入について

川床および白滝公園内への資器材搬入は速やかに行うよう指示をする。搬入・搬出は原則申し込んだ利用時間内で行うこと。なお、車両の進入は公園西側の石畳部分までとする。やむを得ず石柱を外す場合は、必ず資器材の搬入または石畳部分の利用を終えたら現状復帰すること。歩行者や一般利用者、会場内の木々、施設に細心の注意を払って行い、必要であれば会場利用者側で係員を配備すること。申し込んだ利用時間外に搬入・搬出が必要な場合は事前に三島商工会議所に相談し、指示を出す。  
テント等の配置は、人の動線をふさがないように考慮した配置すること。

#### 8. イベント時の対応について

- ・ゴミ等を川や公園に廃棄しないよう、注意喚起を徹底する。
- ・車両を付近の道路や公園内へ駐車することはできない。
- ・火気の使用を希望する場合は予め三島商工会議所に相談する。(内容によっては許可できないことがある。)
- ・時間外はバリケードを川床に施すことで、侵入を防ぎ、危険防止する。
- ・会場内の施設設備または土地について汚損、破損、紛失等があったときは、速やかに三島商工会議所へ届け出ること。なお、一時的な責任の所在は会場利用者にあるものとする。
- ・騒音、ゴミ、駐車等で苦情等でないよう十分留意し、対策を講じること。発生した場合は次回

- より同一内容の利用および同一団体による利用について制限または禁止する場合がある。
- ・暑さ対策や降雨対策等は会場利用者側が講じることとする。
  - ・暴風等が予想される場合、イベントに係る備品等は各備品所有者が責任を持って予め避難させ、川床だけとする。
  - ・緊急連絡網を作成し、緊急時迅速に対応する。
  - ・大雨・洪水・暴風・高温警報のいずれかが発令されている場合、会場の利用を許可しない。
  - ・三島商工会議所が天候を鑑みて中止の判断をした場合、その連絡は会場利用日前日の 12 時までに連絡することとする。
  - ・会場内には常に緊急連絡先を掲示し、緊急時迅速に対応する。(連絡体制)
  - ・イベント中止に係る広報は申込者側で行うこととする。イベント実施事業者側は中止確認がとれるよう対策を講じることとする。
  - ・会場利用内容に応じて消防本部、保健所、音楽等の著作権管理団体、保険の加入等へ諸手続きの確認を行うこと。